

令和3年4月24日

記者発表

営業時間の短縮の要請について

令和3年4月22日（木）に発表しました営業時間の短縮の要請について、具体的な対象業種や協力金等について、お知らせします。

【営業時間の短縮の要請】

要請期間： 令和3年4月22日（木）から5月11日（火）まで

対象地域： 和歌山市

営業時間： 5時から21時まで（酒類の提供は20時まで）

※営業時間短縮の実態把握のため、見回り調査を行います。

対 象： 食品衛生法上の営業許可を得て営業を行っている店舗

- 飲食店： 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等
- 遊興施設等： カラオケボックス、バー等

【除外店舗】

- ・飲食の場を設けない店舗（宅配、テイクアウト専門店 等）
- ・宿泊目的の利用が見込まれる店舗（ネットカフェ、漫画喫茶 等）
- ・5時から21時の範囲内で営業している店舗

【協 力 金】

1 店舗当たりの金額：

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		8万3,333円以下	8万3,333円超～25万円以下	25万円以上
中小企業	A 売上高による方法	2.5万円/日	2.5万円～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】 1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額（1日当たり）】 「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3」 のいずれか低い額		
大企業 (売上高減少額による方法)				

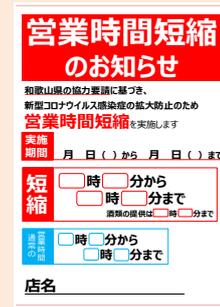
※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可能

※中小企業・大企業ともに、時短要請月を基準に開店1年未満の店舗に対する特例等を別途設ける予定

売上高の計算方法⇒開店後の売上高の平均を基に算出

支給要件： ①【営業時間】5時から21時までの営業時間とする。
※酒類の提供は5時から20時までとする。

- ②【感染予防】ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組む。
③時短営業実施の掲示を店舗入口（外側）に掲げる。



補正予算額： 30億1,058万5千円

(地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分)

※財源は、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
(協力要請推進枠および地方単独事業分) を活用

【問い合わせ窓口】

<全般>

和歌山県危機管理局

電話 073-441-2907 FAX 073-422-7652

※電話受付時間 9時から17時45分まで（休日を含む）

<協力金に関すること>

和歌山県支援本部相談窓口

電話 073-441-3301 FAX 073-422-2211

※電話受付時間 9時から17時45分まで（休日を含む）

※協力金の申請手順、申請要領等については、後日お知らせいたします。

<見回り調査の実施に関すること>

和歌山市総合防災課

電話 073-435-1198 FAX073-435-1299

※電話受付時間 9時から17時45分まで（休日を含む）

【その他】

詳細は、県 WEB サイトで公表予定の Q&A をご覧下さい。

<全般>	<協力金に関すること>
和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 (危機管理局) 岡本雅・道・藤戸・平田	(商工振興課) 石橋、尾崎、石坂
073-441-2275	073-441-2742

令和3年4月24日

記者発表

「県民の皆様へのお願い」の変更について

4月23日、新型コロナウイルス政府対策本部（本部長：菅総理大臣）から、「緊急事態宣言」が出されました。期間は、4月25日（日）から5月11日（火）までの間とされたことから、5月9日までお願いしている「不要不急の外出を控える」と「和歌山市内の飲食店の営業時間は、午後9時まで」を5月11日まで延長します。

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしくお願いいたします。

変更項目

◆変更前

【県民の皆様へのお願い（4月23日）】

- ・ 不要不急の外出を控える（令和3年5月9日まで）
- ・ 和歌山市内の飲食店の営業時間は、午後9時まで（令和3年5月9日まで）



◆変更後

【県民の皆様へのお願い（4月24日）】

- ・ 不要不急の外出を控える（令和3年5月11日まで）
- ・ 和歌山市内の飲食店の営業時間は、午後9時まで（令和3年5月11日まで）

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部

岡本雅・道・藤戸・平田

073-441-2275

県民の皆様へのお願い（令和3年4月24日）

4月23日、新型コロナウイルス政府対策本部（本部長：菅総理大臣）から、「緊急事態宣言」が出されました。期間は、4月25日（日）から5月11日（火）までの間とされたことから、5月9日までお願いしている「不要不急の外出を控える」と「和歌山市内の飲食店の営業時間は、午後9時まで」を5月11日まで延長します。

つきましては、「県民の皆様へのお願い」を下記のとおり見直しましたので、県民の皆様におかれましては、下記項目に御留意の上、行動いただきますようお願いいたします。

- ・ 特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない
- ・ 遅くまで集団で会食・宿泊をしない
- ◇ ◇
- ・ **カラオケ・ダンス等の大規模な催しへの参加を控える**
- ・ 医療・福祉施設の職員は家族以外との会食を控える
- ◇ ◇
- ・ 症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
- ・ 事業所では発熱チェック
- ・ 病院・福祉施設サービスは特に注意
- ◇ ◇
- ・ 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守
- ・ 職場内でもマスクの着用を徹底する
- ・ **在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を**
- ◇ ◇
- ・ 濃厚接触者は陰性でもさらに注意
- ・ 医療機関は、まずコロナを疑う

【特に今、お願いしたい項目】

- ・ **不要不急の外出を控える（令和3年5月11日まで）**
- ・ **和歌山市内の飲食店の営業時間は、午後9時まで（令和3年5月11日まで）**
- ・ 家族以外とのカラオケを控える
- ・ 大阪府、兵庫県、京都府、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、宮城県、愛媛県、沖縄県への不要不急の外出を控える
期間：政府対策本部が「緊急事態措置を実施すべき区域」等を指定している期間
- ・ 感染防止策が徹底されないイベントの開催の延期・自粛
大規模集客施設・小売店での催物・バーゲン等は延期・自粛
- ・ 学校の部活動の制限について
全国・近畿大会につながる大会は、原則、実施
それ以外は、原則、延期または中止
感染防止対策に応じて活動内容の制限を設けて練習

特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない

- ・感染が拡大している地域にお出かけの際は、基本的な感染症対策（マスク着用、手洗い等）を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控えてください。

遅くまで集団で会食・宿泊をしない

- ・友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食し、そのまま友人の部屋に宿泊をして感染した事例がありましたので、そのような行動は控えてください。

カラオケ・ダンス等の大規模な催しへの参加を控える

- ・カラオケ等の催しが原因と思われるクラスター事例がありました。マスクを着用しないまま長時間の接触機会があるような催しへの参加を控えてください。

医療・福祉施設の職員は家族以外との会食を控える

- ・会食等に参加したことで感染する事例が見受けられます。特に医療機関や福祉施設の職員は、基礎疾患を抱える方や高齢者等の感染により重症化しやすい方との接触の機会が多くなるため、ウイルスを持ち込むことがないように当面の間、感染リスクの高い長時間の飲酒を伴う家族以外との会食等を控えてください。

症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診

- ・発熱や倦怠感等の症状があるにも関わらず出勤し、周りに感染を拡げてしまった事例が多く見受けられます。これまでも繰り返しお願いしてきたところですが、軽微な症状であっても放置することなく、かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談してください。なお、かかりつけ医がなく、どこを受診すればよいかわからない場合は、受診相談窓口（県内各保健所・和歌山県コールセンター・受診医療機関）に相談してください。 ※受診相談窓口の受付時間など、詳しくは県 HP をご確認ください

事業所では発熱チェック

- ・事業所においても従業員の発熱等のチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診をすすめるなど、適切な対応をお願いします。

病院・福祉施設サービスは特に注意

- ・病院や福祉施設等の職員は、施設内への感染の持ち込みが発生しないように特に注意してください。また、訪問介護・通所サービスの職員やケアマネージャーの皆様は、御自身での感染対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱のチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。

各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守

- ・各事業所において、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守するようにお願いしています。多くの事業所ではガイドライン遵守に御協力いただいています。引き続きすべての事業所でガイドラインの遵守をお願いします。併せて感染拡大予防ポスターの掲示もお願いします。

職場内でもマスクの着用を徹底する

- ・県内事業所で、執務中にマスクを着用せず会話をしたことが要因と疑われるクラスターが発生しました。職場では長時間にわたり同じ空間を共にすることから、会議に限らず平常業務時にも、マスクの着用や手指消毒、さらにドアノブ・手すり等の共用部分の消毒、定期的な換気等の感染症対策も徹底してください。

在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を

- ・大阪に通勤されている方は、積極的に在宅勤務（テレワーク）を行っていただきますようお願いいたします。
- ・県内事業者の皆様におかれましても、在宅勤務を活用していただきますようお願いいたします。

濃厚接触者は陰性でもさらに注意

- ・本県では濃厚接触者の早期発見、早期 PCR 検査を実施しています。その中で、濃厚接触者が1回目の PCR 検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になった事例も見受けられます。濃厚接触者の方は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、他の人との接触を避けることを守ってください。

医療機関は、まずコロナを疑う

- ・医療機関、特にクリニックの皆様は、咳や微熱等の軽微な症状であっても、新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど、引き続き、患者の早期発見に努めていただきますようお願いいたします。

不要不急の外出を控える（令和3年5月11日まで）

- ・和歌山県内にお住まいの方は、令和3年5月11日までの間、不要不急の外出を控えてください。外出が必要な場合は、基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

和歌山市内の飲食店の営業時間は、午後9時まで（令和3年5月11日まで）

- ・和歌山市内に所在する飲食店については、午後9時までの営業（酒類の提供は午後8時まで）とするようお願いいたします。

家族以外とのカラオケを控える

- ・グループでカラオケを行い、その参加者が多数、感染するという事例が発生しました。このことを受け、当面の間、友人・知人等とのカラオケは控え、家族のみで楽しんでいただきますようお願いいたします。

大阪府、兵庫県、京都府、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、宮城県、愛媛県、沖縄県への不要不急の外出を控える

- ・各都府県が、緊急事態措置やまん延防止等重点措置を実施している期間中は、当該都府県への不要不急の外出を控えてください。外出が必要な場合は、基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

感染防止策が徹底されないイベントの開催や、大規模集客施設・小売店での催物・バーゲン等は、延期・自粛

- ・感染防止策が徹底されないイベントの開催は、延期又は自粛をお願いします。また、大規模集客施設や小売店での催物・バーゲン等も、延期又は自粛をお願いします。

学校の部活動について、全国・近畿大会につながる大会は原則、実施。それ以外は原則、延期または中止 感染防止対策に応じて活動内容の制限を設けて練習

- ・学校の部活動について、大会のうち、全国大会や近畿大会につながる大会は、原則実施することとします。それ以外の大会は、原則、延期または中止とします。練習にあたっては、感染防止対策に応じて、活動内容に制限を設けることとします。

関西・GW感染拡大防止徹底宣言

参考

関西圏では、4月に入って連日最多の感染者が発生し、医療体制が危機的状況にあります。大阪府、兵庫県、京都府が緊急事態宣言を要請し、より対策が強化されようとしています。今後とも、12府県市が一丸となって取り組む必要があります。

特に、ゴールデンウィークは、帰省や観光・旅行に伴う移動が増加し、人と人の接触機会が増えること、しかも、この感染拡大の要因として、感染力の強い変異株の影響が大きいと考えられることから、特に以下の点に注意の上、関西全体で感染拡大防止の徹底に取り組みましょう。

- 緊急事態宣言を要請している地域では、次の行動や行為をしっかりと遵守しよう
 - ・生活維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと
 - ・飲食店等での営業時間の短縮や酒類提供の禁止
 - ・多数利用集客施設でのイベント開催の延期・自粛 など
- 不要不急の外出や都道府県間の移動・帰省を控えよう
- 大人数、長時間や近接距離での飲食の自粛に加え、特に感染が拡大している地域での飲み会は止めよう
- 飲食店等にあっては、適切なアクリル板の設置、換気など感染防止対策を強化しよう
- 大規模集客施設・小売店での催物・バーゲン等は延期・自粛しよう
- 感染防止対策を講じていない施設の利用などリスクの高い行動を自粛しよう
- 三密を回避し、マスクの着用、手洗いなど、感染防止の基本を徹底しよう
- 仕事の先送りなど計画的な仕事の実施、在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議などを一層推進しよう
- 感染者、医療・福祉関係者、お店などへの誹謗中傷や差別などは絶対にやめよう

令和3年4月22日(木)
第17回関西広域連合
新型コロナウイルス感染症
対策本部会議において決定

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月23日改定）の概要

- 1 緊急事態措置期間 令和3年4月25日（日）から5月11日（火）まで
- 2 緊急事態措置区域 東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の4都府県
（特定都道府県）
- 3 まん延防止等重点措置期間 令和3年4月5日（月）から5月11日（火）まで（延長）
- 4 まん延防止等重点措置区域 宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県及び沖縄県の7県
（重点措置区域） ※愛媛県は4月25日から
- 5 まん延防止対策等の概要

		①特定都道府県 （緊急事態措置実施、4都府県）	②重点措置区域 （まん延防止等重点措置実施）	①～②以外の都道府県 ※全都道府県で実施
情報提供		・ 不織布マスク等の感染予防策の効果や隙間が出来ないような着用方法の周知		
まん延防止	外出の自粛	<ul style="list-style-type: none"> ・ 混雑している場所や時間を避けて行動 ・ 休業要請や時短要請に応じていない飲食店の利用を厳に控える ・ 地下鉄、バス等の平日終電の繰上げ、週末休日における減便、ターミナルでの検温実施等依頼 ・ 屋外照明の夜間消灯等依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 混雑している場所や時間を避けて行動 ・ 休業要請や時短要請に応じていない飲食店の利用を自粛 ・ 平日終電の繰上げ、週末休日における減便、ターミナルでの検温実施等依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大地域への不要不急の移動は極力控える

		①特定都道府県 (緊急事態措置実施、3都府県)	②重点措置区域 (まん延防止等重点措置実施)	①～②以外の都道府県 ※全都道府県で実施
まん延防止	施設の使用制限等	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（飲食業許可を受けていないカラオケ店を含む。）に休業要請 ・飲食店（宅配・テイクアウト除く）に対して午後8時までの時短要請 ・1,000㎡超の多数が利用する施設に対し休業要請（24条9項） ・路上、公園等における集団での飲食等に対し注意喚起 ・公立施設は閉館や閉園 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店（宅配・テイクアウト除く）に対し営業時間の短縮（午後8時まで）要請 ・知事の判断で酒類の提供の自粛要請 ・カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛要請 ・入場整理の徹底働きかけ ・特に緊急事態措置区域からの利用者の流入が懸念される地域は重点的に実施 ・路上、公園等における集団での飲食等に対し注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスター発生施設や3密施設について必要な協力を依頼 ・飲食店の見回りを進めるとともに、第三者認証による認証制度へのインセンティブ措置の付与により制度の確実な運用を図る
	催等物（イ）のイベント	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、無観客を要請 		<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止策が講じられていることを前提に人数制限や収容率の目安を提示 ・参加者名簿等による連絡先の把握 ・COCOAの活用

		①特定都道府県 (緊急事態措置実施、10都府県)	②重点措置区域 (まん延防止等重点措置実施)	①～②以外の都道府県 ※全都道府県で実施
まん延防止	職場への出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤者数の7割削減を目指す ・20時以降の勤務抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態措置区域への出勤についてテレワークや休暇により出勤者数の減に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ会議の活用 ・「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)への注意周知 ・業種別ガイドラインを遵守すること ・ガイドラインを遵守している事業者には対策実施を宣言させるなど感染防止のための取組を強く勧奨
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等従事者の検査の頻回実施 ・区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施 		
学校等の取り扱い		<ul style="list-style-type: none"> ・大学はオンライン授業も活用 ・部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・一律に臨時休業を求めず、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請 ・大学等に対し、感染防止と、面接・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保を要請 ・保育所や放課後児童クラブ等については、感染防止を徹底し、原則開所を要請 	